

京都市告示第 7 8 5号

地方自治法施行令第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき、次の者を京都市公金収納受託者として、公の施設に係る公金の徴収事務を委託します。

令和 5 年 3 月 3 1 日

京都市長 門川 大作

京都市公金収納受託者	委託する徴収事務の内容	委託する期間
株式会社ワン・ワールド	京都市青少年科学センターの入場料、プラネタリウム観覧料等の徴収	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 3 1 日まで

(青少年科学センター)